

重要事項説明書

(訪問看護・介護予防訪問看護)

1. 事業者(法人)の概要

事業者名	株式会社 Delight Care
主たる事務所の所在地	〒144-0052 東京都大田区蒲田 2-5-5 ヴィラプルグノII 403
代表者(職名・氏名)	代表取締役 鈴木 諒平
設立年月日	2021年4月9日
電話番号	03-6424-7972

2. 事業所の概要

事業所名	よぞら訪問看護ステーション	
所在地	〒144-0052 東京都大田区蒲田 2-5-5 ヴィラプルグノII 403	
電話番号	03-6424-7972	
指定年月日・事業所番号	2021年9月1日指定	1361190877
管理者名	鈴木 諒平	
サービス提供地域	大田区、品川区、目黒区、世田谷区、川崎市	

3. 事業所の職員体制

職種	従事するサービス内容等	人員
管理者	管理者は業務全般を一元的に管理します。	1名 (常勤)
看護師	主治医より訪問看護指示書を受けた後、利用者の状態に合わせ、必要に応じたサービスを提供します。	5名 (常勤) 5名 (非常勤)
理学療法士	主治医より訪問看護指示書を受けた後、利用者の状態に合わせ、必要に応じたリハビリテーションのサービスを提供します。	2名 (常勤) 1名 (非常勤)
作業療法士		1名 (常勤) 1名 (非常勤)
言語聴覚士		0名 (常勤) 0名 (非常勤)
事務職員		0名 (常勤) 0名 (非常勤)

4. 営業日及び営業時間

営業日	営業時間
月曜日～金曜日まで ただし、祝日(従業員の振替休日を含む)及び 年末年始(12月30日～1月3日)は除きます。	9時00分～18時00分まで

※利用者の状況に応じて、必要な場合には営業時間以外でのサービス提供も行っています。

5. 提供するサービスの内容

- (1) 健康状態の観察(血圧・体温・呼吸の測定、病状の観察)
 - (2) 日常生活の看護(清潔・排泄・食事など)
 - (3) 療養生活や介護方法の指導
 - (4) 認知症の介護・お世話と悪化防止の相談
 - (5) カテーテル類の管理・褥瘡の処置など医師の指示に基づいての看護
 - (6) 生活用具や在宅サービス利用についての相談
 - (7) 終末期の看護
 - (8) 在宅リハビリテーション看護(寝たきりの予防・手足の運動など)
- ※療法士による訪問は、リハビリテーションを中心とした看護業務の一環として看護職員の代わりに療法士が訪問し、ケアを行うものである

6. サービス利用料及び利用者負担 ⇒ 別紙参照

7. 事業所におけるサービス提供方針

- (1) 指定訪問看護の実施にあたっては、主治医の指示のもと、利用者の心身の特性を踏まえて、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常動作の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続できるように支援します。
- (2) 指定訪問看護の実施にあたっては、関係市町村、地域の医療、保健、福祉サービス機関との密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図ります。

8. サービス提供の記録等

- (1) サービスを提供した際には、あらかじめ定めた「訪問看護記録」等を電子カルテにて記載します。
- (2) 事業者は、一定期間ごとに「訪問看護計画書」の内容に沿って、サービス提供の状況、目標達成等の状況等に関する「訪問看護記録書」その他の記録を作成します。
- (3) 事業者は、前記「訪問看護記録書」その他の記録を、サービス終了日から5年間は適正に保管し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。

9. 利用者負担金

- (1) 利用者からいただく利用者負担金は、別表のとおりになります。
- (2) この金額は、介護保険の法定利用料に基づく金額になります。
- (3) 介護保険外のサービスとなる場合(サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む)には、全額自己負担となります。(介護保険外のサービスとなる場合には、居宅サービス計画を作成する際に居宅介護支援専門員から説明のうえ、利用者の同意を得ることになります)
- (4) 利用者負担金は、毎月 27 日にご指定の金融機関の口座から引落となります。

10. キャンセル

サービスの利用を中止する際には、すみやかにステーションまでご連絡ください。

ステーション名 : よぞら訪問看護ステーション 連絡先 : 03-6424-7972

利用者の都合でサービスを中止にする場合には、サービス利用の前日までにご連絡ください。当日のキャンセルは下記のキャンセル料を申し受けることとなりますのでご了承ください。ただし、容体の急変・緊急など、やむをえない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

キャンセル料金 : 2,000 円

11. 秘密保持

事業者及び看護師等は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を洩らしません。但し、居宅サービス計画を作成するにあたり、サービス事業者に開示しなければならない情報については、事前に利用者又はその家族から文書で同意を得るものとします。

12. 相談窓口、苦情対応

事業所のサービスに関する相談や苦情対応については、次の窓口で対応いたします。

電話番号	03-6424-7972	FAX番号	03-6424-7973
担当者	管理者 鈴木 諒平		
その他	相談・苦情については、管理者及び担当の看護師等が対応します。不在の場合でも、対応した者が必ず「苦情相談記録表」を作成し、管理者、担当者に引き継ぎます。		

サービスに関する相談や苦情対応については、次の機関においても苦情申し立て等ができます。

苦情受付機関	大田区福祉オンブズマン 大田区役所本庁舎 2 階	電話番号:03-5744-1130
	福祉サービス運営適正化委員会 東京 YWCA 会館 3 階	電話番号:03-5283-7020
	東京都国民健康保険団体連合会 介護相談指導課	電話番号:03-6238-0177

13. 看護・リハビリテーションサービスの利用にあたってご留意いただきたい事項 ※禁止行為

- (1) ご利用者様またはそのご家族様より、職員に対する身体的暴力(身体的な力を使って危害を及ぼす行為)
- (2) ご利用者様またはそのご家族様より、職員に対する精神的暴力(人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為)
- (3) ご利用者様またはそのご家族様より、職員に対するセクシュアルハラスメント(意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為)

14. 虐待の防止処置および身体拘束等の適正化

- (1) 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じます。
 - (ア) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知いたします。
 - (イ) 虐待の防止のための指針を整備いたします。
 - (ウ) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施します。
 - (エ) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いています。
- (2) 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。
- (3) 指定訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急、やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」)を行ってはならないとします。
- (4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急、やむを得ない理由を記録いたします。

15. 衛生管理について

事業所において感染症等が発生し、又はまん延しないように、以下の措置を講じます。

- (1) 従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所における感染症等の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催します。またその結果について、従業者に周知徹底します。
- (4) 事業所における感染症等の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (5) 従業者に対し、感染症等の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

16. 業務継続に向けた取組の強化について

感染症等や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って以下の措置を講じます。

- (1) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- (2) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

17. 損害賠償保険への加入

当事業所は、以下の損害賠償保険に加入しています。

- ・加入保険会社名 一般社団法人 全国訪問看護事業協会
- ・保険の内容 訪問看護事業者総合保障制度

18. その他

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

- ① 看護師等は、年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取扱いはいたしかねますので、ご了承ください。
- ② 看護師等は、介護保険制度上、利用者の心身の機能の維持回復のために療養上の世話や診療の補助を行うこととされています。それ以外のサービスについてはお受けいたしかねますので、ご了承ください。
- ③ 看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。